

資料編

1. 2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会(以下「協議会」という)」と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 協議会は、2019年に大阪で開催されるG20サミット首脳会議(以下「G20大阪サミット」という。)の成功と、世界に向けた大阪・関西の魅力の発信と存在感の向上、大阪・関西の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、国と緊密な連絡、連携を図りながら次の事業を行う。

- (1) G20大阪サミットの準備・開催などに係る国、関係団体との連絡調整
- (2) 会場の確保・設営、交通対策など条件整備に関する協議・調整
- (3) 会議開催に必要な情報収集、提供
- (4) G20大阪サミットの開催に伴う広報、情報発信
- (5) 歓迎行事の企画、実施
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な取組み

(構成員)

第5条 協議会は、別表1に掲げる団体(以下「構成団体」という。)をもって構成し、別表2に掲げる者を委員とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員会の議決により、構成団体及び委員の構成を変更することができる。

(委員の報酬)

第6条 委員は、無報酬とする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副会長 5名

2 役員は、協議会の会議(以下「総会」という。)において、委員の中から互選により選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長代行は、副会長とともに会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(監事)

第9条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は、会長が委嘱する。
- 3 監事は、協議会の業務の執行状況及び会計を監査し、役員会へ報告する。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の事業の円滑な推進について、専門的見地から会長に対して意見を述べることができる。

(任期)

第11条 役員、監事及び顧問の任期は、その選任の日から協議会が解散する日までとする。

(賛助団体)

第12条 構成団体以外に協議会の趣旨に賛同する団体を賛助団体として置くことができる。

- 2 賛助団体は、協議会から必要な情報提供を受け、協議会の事業活動に対して、協力・支援するものとする。

(総会)

第13条 総会は、会長が招集し、及びその議長となる。

- 2 議長は、総会において、会計年度における事業計画、予算、決算その他の協議会の運営に係る重要事項を報告する。

(役員会)

第14条 協議会の円滑な業務執行を図るため、協議会に役員会を置く。

- 2 役員会は、第7条第1項各号に掲げる役員をもって構成し、会計年度における事業計画、予算、決算その他の協議会の運営に関し会長が特に必要と定める事項について審議し、及び決定する。
- 3 役員会は、会長が招集し、及びその議長となる。
- 4 役員会は、役員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 役員会の議事は、役員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて、役員会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 やむを得ない理由のため、役員会の会議に出席できない役員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第4項及び第5項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。
- 8 会長は、役員会を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、役員会の会議に付議すべき事案を記載した書面を役員に回付し、その賛否を問うことにより役員会の会議に代えることができる。

(幹事会)

第15条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の事業に関して企画・立案を行う。
- 3 幹事会は、役員会に付議すべき事項を審議する。
- 4 幹事は、別表3に掲げる者とし、幹事の中から幹事長を互選により選出する。
- 5 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要に応じて、幹事会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関し必要な事項は、幹事会の議を経て、会長が定める。
- 3 事務局の事務は、事務局長が総括する。

(部会)

第17条 第4条に掲げる事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ幹事会の議を経て、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、その目的とする事項に関して事業計画を企画・立案し、事務局と協議してその事業を推進する。
- 3 部会の組織、運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第18条 協議会の運営及びその実施する事業に要する経費は、構成団体、賛助団体等からの分担金、協賛金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会設立初年度は、設立の日からその日以降最初に到達する3月31日までとする。

(出納閉鎖)

第20条 出納は、会計年度の翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(残余金)

第21条 決算に残余金が生じた場合は、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(規約の変更)

第22条 この規約の変更は、役員会において決定し、総会に報告する。

(解散)

第23条 協議会は、第3条の目的が達成されたときに、役員会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産)

第24条 協議会が解散するときに有する残余財産については、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(その他)

第25条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関して必要な事項は、役員会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成30年3月6日から施行する。ただし、第16条の規定及び別表3のうち2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局長に係る部分の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の選任については、設立総会の議決をもって第7条の手続きにより選任されたものとみなす。
- 3 この規約の施行後、第1項ただし書に規定する日までの間は、協議会の事務は、第16条の規定にかかわらず、大阪府政策企画部企画室において処理する。

附 則

この規約は、平成31年3月29日から施行する。

別表1

大阪府、大阪市長、関西広域連合、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、
一般社団法人関西経済同友会、大阪府市長会、大阪府町村長会、公益財団法人大阪観光局、
一般財団法人関西観光本部

別表2

大阪府知事、大阪市長、関西広域連合長、公益社団法人関西経済連合会会長、
大阪商工会議所会頭、一般社団法人関西経済同友会代表幹事、大阪府市長会会長、
大阪府町村長会会長、大阪府議会議長、大阪市会議長、公益財団法人大阪観光局理事長、
一般財団法人関西観光本部理事長

別表3

大阪府政策企画部長、大阪市経済戦略局長、
関西広域連合本部事務局事務局長、公益社団法人関西経済連合会専務理事、
大阪商工会議所専務理事、一般社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長、
2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局長

2. 2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会設立趣旨

日本初開催となる2019年G20サミット首脳会議が、大阪で開催されることとなりました。サミットでは、主要国首脳が一堂に会し、世界経済をはじめ、国際社会の共通課題について幅広い議論がなされます。

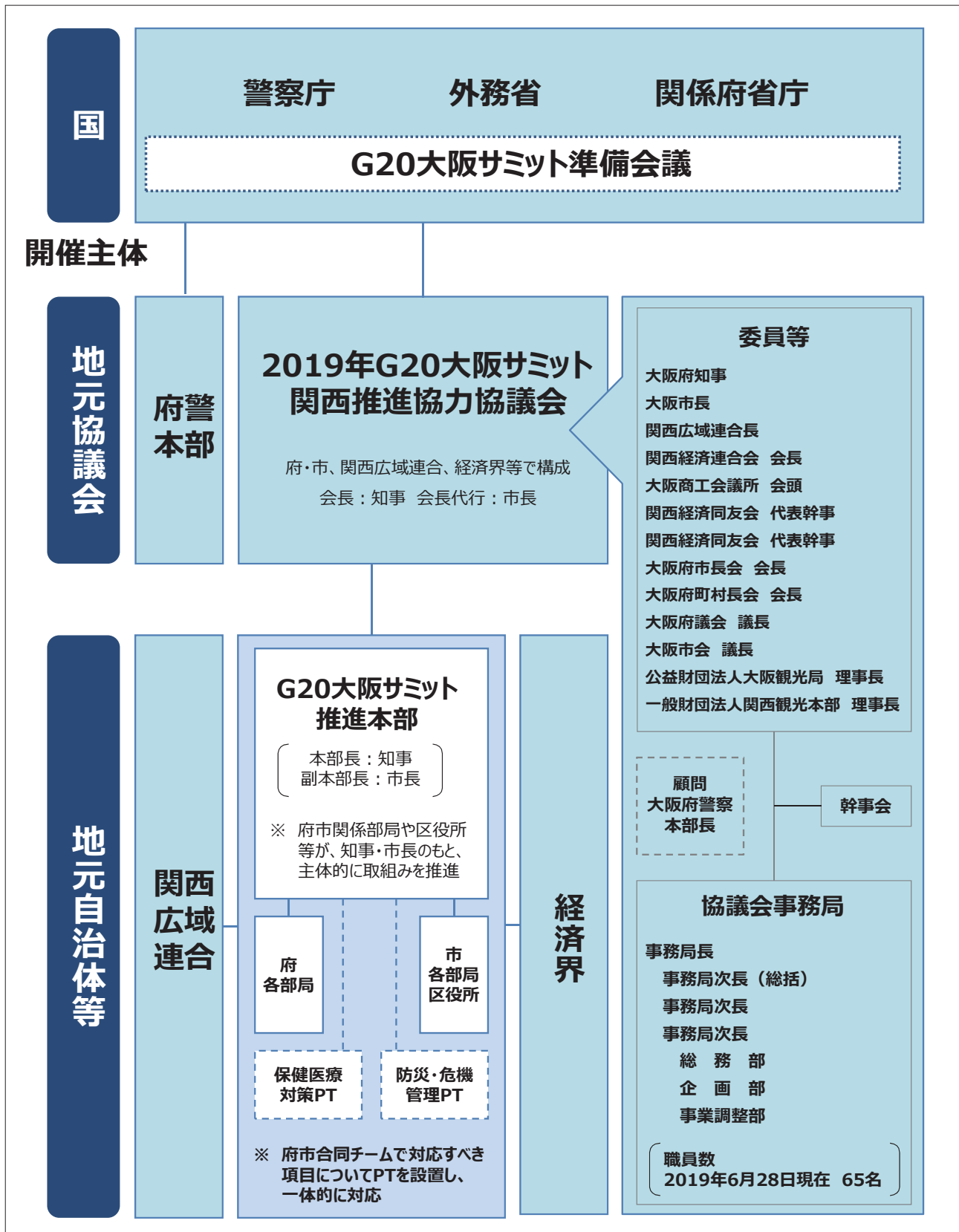
大阪・関西は現在、2025年万博誘致をすすめており、G20サミットの開催は、人類共通の課題解決を通じて世界への貢献をめざす万博の理念にも通じるものであり、大きな意義があります。

さらに、ライフサイエンス分野やものづくり産業の集積や、世界遺産をはじめとする豊富な文化遺産など、大阪・関西の強み、魅力を世界に向けて発信する絶好の機会となります。

大阪・関西にとって大きな意義をもつG20サミットを成功させるためには、各国首脳をはじめとする皆様に、関西のホスピタリティを発揮し最高のおもてなしでお迎えする必要があります。

こうしたことから、関西全体の総力を結集し、幅広い協力を得るため、大阪府、大阪市、関西広域連合、経済界の参画を得て、「2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会」を設立し、万全の態勢でG20サミットに向けた準備を進めるものです。

3. G20大阪サミット開催に向けた推進体制



2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会 委員等名簿

2019年6月28日現在

役職	団体・役職名	氏名	就任期間
会長	大阪府知事	松井 一郎	2018年3月6日～2019年3月24日
	大阪府知事職務代理者 大阪府副知事	竹内 廣行	2019年3月25日～4月7日
	大阪府知事	吉村 洋文	2019年4月8日～(就任中)
会長代行	大阪市長	吉村 洋文	2018年3月6日～2019年3月21日
	大阪市長職務代理者 大阪府副市長	田中 清剛	2019年3月25日～4月7日
	大阪市長	松井 一郎	2019年4月8日～(就任中)
副会長	関西広域連合長	井戸 敏三	2018年3月6日～(就任中)
副会長	公益社団法人関西経済連合会会長	松本 正義	2018年3月6日～(就任中)
副会長	大阪商工会議所会頭	尾崎 裕	2018年3月6日～(就任中)
副会長	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	鈴木 博之	2018年3月6日～5月15日
		池田 博之	2018年5月15日～(就任中)
副会長	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	黒田 章裕	2018年3月6日～2019年5月14日
		深野 弘行	2019年6月6日～(就任中)
委員	大阪府市長会会長	阪口 伸六	2018年5月22日～2019年5月9日
		澤井 宏文	2019年5月9日～(就任中)
委員	大阪府町村長会会長	松本 昌親	2018年5月22日～2019年5月23日
		和田 吉衛	2019年5月23日～(就任中)
委員	大阪府議会議長	大橋 一功	2018年5月22日～5月25日
		岩木 均	2018年5月25日～2019年4月29日
		三田 勝久	2019年5月23日～(就任中)
委員	大阪市会議長	山下 昌彦	2018年5月22日～5月29日
		角谷 庄一	2018年5月29日～2019年3月29日
		広田 和美	2019年5月23日～(就任中)
委員	公益財団法人大阪観光局理事長	溝畑 宏	2018年5月22日～(就任中)
委員	一般財団法人関西観光本部理事長	松本 正義	2018年5月22日～(就任中)
監事	武田公認会計士事務所	武田 宗久	2019年1月22日～(就任中)
顧問	大阪府警察本部長	廣田 耕一	2018年5月22日～2019年1月9日
		石田 高久	2019年1月10日～(就任中)

2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会 幹事等名簿

2019年6月28日現在

役職	団体・役職名	氏名	就任期間
幹事	大阪府政策企画部長	山口 信彦	2018年3月6日～(就任中)
幹事	大阪市経済戦略局長	柏木 陸照	2018年3月6日～(就任中)
幹事	関西広域連合本部事務局事務局長	村上 元伸	2018年3月6日～(就任中)
幹事	公益社団法人関西経済連合会専務理事	関 総一郎	2018年3月6日～(就任中)
幹事	大阪商工会議所専務理事	宮城 勉	2018年3月6日～(就任中)
幹事	一般社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長	廣瀬 茂夫	2018年3月6日～(就任中)
幹事	2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局長	吉田 真治	2018年4月1日～(就任中)
特別アドバイザー	公益財団法人大阪観光局MICE専門官	東條 秀彦	2018年6月1日～(就任中)

4. 2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局の組織

2019年6月28日現在

事務局長	吉田 真治	大阪府
事務局次長(総括)	鳥山 孝之	大阪市
事務局次長	安井 健二	大阪府
事務局次長	楠本 浩司	経済界 大阪商工会議所

総務部			
総務部長	黒田 一人	大阪府	
部長(調整担当)	木下 直樹	大阪市	
総務班			
班長	黒木 誠	大阪府	
班長	佐賀井 秀朗	大阪市	
班長	式地 光雄	大阪市	
班長	小林 真一郎	経済界	ダイキン工業株式会社
主任専門員	小西 啓太	大阪府	
主任専門員	満留 慎一	大阪市	
専門員	林 正信	大阪府	
専門員	遠藤 育美	大阪市	

企画部			
企画部長	宮田 昌	大阪府	
部長(広報展開担当)	村上 正樹	大阪府	
部長(広報展開担当)	山口 秀岳	大阪市	
広報展開班			
班長	納田 早美	大阪市	
班長	怡土 直樹	経済界	住友電工株式会社
班長	金本 武史	経済界	株式会社NTTドコモ
班長	中島 みさ	経済界	関西電力株式会社
主任専門員	平野 晃	大阪府	
主任専門員	山田 和寛	大阪市	
専門員	松永 あかり	大阪府	
部長(魅力発信担当)	居軒 正史	大阪府	
魅力発信班			
班長	古谷 敏郎	大阪府	
班長	北坂 征洋	経済界	西日本電信電話株式会社
班長	大江 伸一郎	兵庫県	
主任専門員	大久保 信一	大阪府	
主任専門員	多田 輝	大阪市	
主任専門員	栗本 憲作	徳島県	
主任専門員	八木 布由樹	奈良県	
専門員	畑中 宏一	大阪府	
開催支援班			
班長	重留 真代	大阪府	
班長	勝見 友一	大阪府	
班長	吉田 梨紗	経済界	西日本旅客鉄道株式会社
専門員	吉永 佳央	大阪府	
専門員	堂野 竜也	京都府	
部長(地元行事担当)	若井 哲	経済界	阪急阪神ホールディングス株式会社
地元行事班			
班長	宿南 夏樹	大阪府	
班長	岩崎 亮	和歌山県	
主任専門員	石原 誠之	大阪府	
主任専門員	加門 慶郎	大阪市	
主任専門員	夜久 晋也	経済界	近鉄グループホールディングス株式会社
専門員	安部 淳	大阪府	
専門員	喜多 洋子	大阪市	

事業調整部			
事業調整部長	松生 誠子	大阪市	
部長(広域・事業者調整担当)	松本 恭幸	大阪府	
広域・事業者調整班			
班長	佐藤 新悟	大阪府	
班長	木田 勝行	経済界	大阪ガス株式会社
主任専門員	戸村 竜也	大阪府	
主任専門員	服部 健太	大阪府	
部長(地域・事業者調整担当)	高田 智子	大阪市	
部長(地域・事業者調整担当)	長船 設哉	大阪市	
地域・事業者調整班			
班長	横谷 博史	大阪市	
班長	栃尾 浩司	大阪市	
班長	鳴海 健亮	経済界	株式会社三菱UFJ銀行
班長	志水 忠嗣	経済界	パナソニック株式会社
主任専門員	三好 克哉	大阪市	
主任専門員	田邊 徹	大阪市	
主任専門員	森 裕幸	大阪市	
専門員	乾 勝章	大阪市	
部長(警備調整担当)	井上 和彦	大阪府警	
警備調整班			
主任専門員		大阪府警	
主任専門員		大阪府警	

事務局の人数(2019年6月28日現在)

事務局	65名
内訳	
大阪府	24名
大阪市	21名
経済界	12名
大阪府警	3名
関西広域連合構成府県	5名

5. 国への応援体制(府・市、府内市町から外務省への派遣者一覧)

派遣元団体	派遣期間	派遣者氏名
大阪府	2018年4月1日～2019年7月12日	太田 祐子
大阪府	2018年4月1日～2019年7月12日	中井 章太
大阪府	2018年4月1日～2019年7月3日	田中 寿基
大阪府	2018年4月1日～2019年7月3日	志岐 展輝
大阪府	2018年4月1日～2019年7月3日	中村 壽孝
大阪府	2019年6月20日～6月30日	有本 航
大阪府	2019年6月20日～6月30日	南 千鶴子
大阪府	2019年6月20日～6月30日	山川 正記
大阪市	2018年4月1日～2019年7月12日	市田 務
大阪市	2018年4月1日～(派遣中)	渡邊 泰典
大阪市	2019年1月1日～7月12日	西島 健太郎
大阪市	2019年4月1日～6月30日	村田 達也
大阪市	2019年4月1日～7月7日	津田 雅史
堺市	2019年6月20日～6月30日	川上 恵太郎
岸和田市	2019年6月20日～6月30日	加治 浩司
豊中市	2019年6月20日～6月30日	上井 万里英
吹田市	2019年6月20日～6月30日	小西 将也
泉大津市	2019年6月20日～6月30日	荒川 莉佳子
貝塚市	2019年6月20日～6月30日	椿原 功士
枚方市	2019年6月20日～6月30日	大浦 規明
泉佐野市	2019年6月20日～6月30日	白井 寛之
寝屋川市	2019年6月20日～6月30日	長谷川 亜衣
寝屋川市	2019年6月20日～6月30日	中野 翔大
大東市	2019年6月20日～6月30日	大西 恭平
柏原市	2019年6月20日～6月30日	石田 実希
門真市	2019年6月20日～6月30日	黒川 奈穂子
門真市	2019年6月20日～6月30日	小林 早貴
泉南市	2019年6月20日～6月30日	西浦 右樹
四條畷市	2019年6月20日～6月30日	東 航生
阪南市	2019年6月20日～6月30日	市口 直
河南町	2019年6月20日～6月30日	山田 直樹

6. 2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会 関係団体一覧

団体名	部署名	連絡先
大阪府	大阪府 政策企画部 政策企画総務課	06-6944-6679
大阪市	大阪市 経済戦略局 立地交流推進部	06-6615-6765
関西広域連合	関西広域連合本部事務局 連携推進課	06-4803-5612
公益社団法人関西経済連合会	公益社団法人関西経済連合会 国際部	06-6441-0104
大阪商工会議所	大阪商工会議所 国際部	06-6944-6411
一般社団法人関西経済同友会	一般社団法人関西経済同友会 企画調査部	06-6441-1031
公益財団法人大阪観光局	公益財団法人大阪観光局 MICE推進部	06-6282-5911

7. 2019年G20大阪サミット推進本部設置要綱

(目的)

第1条 2019年G20大阪サミットの開催に向け、開催主体である国の要請のもと、府民・市民の理解・協力の促進をはじめ、安全・安心やおもてなしの環境を整えるため、「2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会」の会長・会長代行である知事・市長のもと、同協議会事務局が司令塔的役割を担い、府・市の各部署や区役所などが主体的に自らが有するポテンシャルをフルに発揮し、迅速・的確に取組みを推進することを目的として、「2019年G20大阪サミット推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進本部は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 2019年G20大阪サミット開催に向けた府・市の全庁的な取組みの推進
- (2) 2019年G20大阪サミット開催に関する情報の共有
- (3) 前各号に掲げるもののほか、2019年G20大阪サミット開催にあたり必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表(1)に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、推進本部会議を総括する。

- 2 本部長は、必要があると認めるとき、推進本部会議を招集する。

(プロジェクトチーム)

第6条 第2条に掲げる業務の円滑な遂行を図るため、推進本部にプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの設置に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(副知事・副市長会議)

第7条 前条のプロジェクトチームが所管する事項につき、特に高度な調整を必要とするときは、副知事・副市長会議を開催することとする。

(連絡調整会議等との連携)

第8条 推進本部の円滑な運営に資するため、府・市の連絡調整会議等と連携し、関連施策との調整を図る

こととする。

(事務局)

第9条 推進本部の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、府サミット協力室、市サミット協力室に置く。

附 則

この規約は、平成30年4月2日から施行する。

別表1

副知事、副市長、府政策企画部長、市経済戦略局長、本部長が特に必要と認める者

8. G20大阪サミット府市防災・危機管理プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 2019年に本府において開催される金融世界経済に関する首脳会合(以下「サミット」という。)の円滑な実施に向け、防災・危機管理対策の推進を図るため、2019年G20大阪サミット推進本部設置要綱第6条に基づき、G20大阪サミット推進本部の下に、G20大阪サミット府市防災・危機管理プロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 PTは以下の事務を所管する。

- (1) サミットに係る情報共有
- (2) サミットの円滑な実施に関する府・市の調整
- (3) サミットに係る国への要望に関する事項
- (4) 自然災害及び国民保護事案に係る既存計画の検証及び必要な対応
- (5) サミットの特別警戒に関する調整
- (6) サミットに関する訓練の調整
- (7) その他サミットに関する事項

(組織)

第3条 PTは大阪府危機管理監、大阪市危機管理監、大阪市消防局長をもって構成する。また、2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会事務局がオブザーバーとして参加する。

2 PT長は構成員の互選によって決定される。

3 PTには、必要に応じて、第一項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

4 前条の所管事項を協議、検討するため、PTの中に幹事会を置く。

5 幹事会は大阪府危機管理室及び大阪市危機管理室の担当課長、大阪市消防局サミット消防対策室長をもって構成する。

6 PTは防災関係機関、府内市町村との連絡調整、情報共有を図るため、必要な連絡会等を組織する。

(庶務)

第4条 PTの庶務は、大阪府危機管理室消防保安課及び大阪市危機管理室危機管理課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、PTの運営に必要な事項は、会議に諮って決める。

附則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。